

川崎認定保育園処遇改善加算費Ⅱに関する質問と回答

| 項番 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 処遇改善等加算費Ⅱを請求できる職員はどのような職員なのか。 | 月給制かつ1日6時間以上月20日以上勤務している常勤職員で、保育士、看護師、准看護師、助産師又は保健師の資格を有し、これらの資格を有してから3年以上の勤務経験がある方が対象です。 |
| 2 | 加算額は何円ですか。 | 経験年数3年以上7年未満(6年11か月)までの職員は月額5,000円です。 経験年数7年以上の職員は、月額40,000円です。 |
| 3 | 経験年数の基準日はいつですか。 | 令和2年4月1日です。 |
| 4 | 今年の8月1日に資格を取得してから3年経つので、8月に処遇改善Ⅱの申請ができますか。 | この制度は、4月1日を基準とし1年間を単位として処遇改善を図るものであることから、基準日以降に基準を満たした場合についての申請は認めません。 |
| 5 | 今年の8月に入社しましたが、4月1日の時点ですでに経験年数は3年以上あるので、処遇改善Ⅱの申請ができますか。 | ご質問のケースについては、申請できます。認定された場合は、入職時点からの加算となります。 |
| 6 | 勤務経験は自園の勤務実績のみ加算されるのですか。 | 他法人の施設での経験も加算できます。 |
| 7 | 勤務年数は連続して3年以上または7年以上なければいけないのですか。 | 経験年数の合算で3年以上あればよく、途中で途切れてしまっても構いません。 例：現在のA園で2年間常勤職員として勤務。その前年は1年間非常勤パート職員としてB園で勤務(ここは勤務年数として加算できません)、さらに前年にC園で2年間常勤職員として勤務。(ここは勤務年数として計算)→この場合の勤務年数とはA園+C園での勤務年数を加えた4年となります。 |
| 8 | 自園で4年間勤務している職員がいますが、この職員は昨年4月に保育士資格を取得しました。この場合は処遇改善Ⅱ加算の対象職員となりますか。 | この職員は、保育士資格を取得してから今年の4月現在で1年しか経過していませんので、処遇Ⅱの対象職員とはなりません。 |
| 9 | 勤務経験として対象となる施設の種別は何ですか。 | 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、幼稚園及び認可外保育施設(「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付期間内に限る)です。 |
| 10 | 在職証明を取得するのが遅れてしまい、申請が9月になりそうですが、申請できますか。 | 令和2年4月1日時点で申請の資格があれば、書類が整ってから申請をしてください。4月に遡って支給します。 |
| 11 | 保育士として10年以上勤務した経験がありますが、すでに閉園した施設などがあり、10年間すべての在職証明書を取得することができませんが、どうすればよいでしょうか。 | 在職証明書を取得できた園での期間を合算して、3年以上または7年以上あればよいです。 在職証明書が取得できない場合の取扱については、個別にご相談ください。 |
| 12 | 加算の認定が8月にされた場合、どのように職員に支給したらよいでしょうか。 | 8月に認定された場合、8月分の助成金申請から請求でき、当月給与として支給できます。 なお、認定の効力は4月に遡るので、8月以降の例月助成金の請求の過払い未払い分として4月分から遡って請求をしてください。遡った分の給与は、それ以降の給与で支払うことも、賞与に上乗せすることも可能です。必ず認定された職員に年度内に支給してください。 |
| 13 | 「川崎認定保育園助成金の処遇改善等加算費Ⅰ・Ⅱの概要」において、「支払い実績を確認する」旨の記載がありますが、具体的にどのように確認するのですか。 | 本来なら、給与規定の整備、雇用契約書の更新などをお願いしたいところですが、初年度にこれらの整備を求めるのは難しいことから、処遇改善前と改善後の給与明細等で、認定された職員に確実に支給されたかを今年度は確認する予定です。詳細は決まり次第お知らせします。 |
| 14 | 個人事業主や、運営会社の法人役員となっている場合、処遇改善費Ⅱは認定されますか。 | 申請しようとする職員が個人事業主本人であったり、運営会社の役員となっている場合は、処遇改善費Ⅱの対象となりません。 |